

公 告

資格喪失組合員の出資金整理に関する公告

組合員各位

「定款」第11条（法定脱退）1項1号及び「組合員名簿の管理と脱退処理に関する規則」第6条1項3号及び3項に則り、組合員たる資格喪失（卒業・退学など）となった組合員の整理をおこないます。

対象となる方は次のとおりです。

（対象）

学生：2017年度以前入学者 376名

院生：2010年度以前入学者 349名

合計 725名 を予定

- 上記組合員のうち卒業による脱退手続きをしていないものについての整理（組合員台帳から抹消し、別台帳管理）を行います。
- 該当する者の名簿は、共済組合員センター、水産購買店に備え付けており、2月28日まで希望者に閲覧可能とし、組合員資格を有する場合は所属の変更及び卒業予定年の変更手続をおこないます。

2025年1月31日

北海道大学生生活協同組合

